

問 景観・生活環境保全と太陽光発電事業との調和を図るため新たな条例が必要と考えるが



答 町に合った条例の制定を進める

再生可能エネルギーは必要だが、景観や生活環境への悪影響が懸念されるケースがあるため町の対応について伺う。

問 町内における事業用太陽光発電設備設置の現状は。

生活安全課長 国が認定した地上設置型の設備は35件。そのうち、50KW以上が10件。計画中のものは確認できません。

問 事業者や住民に対する町の役割は。

生活安全課長 50KW以上の事業については、県ガイドラインに基づき、トラブルがないよう事業者と協議を行っています。10KW以上50KW未満についても、住民の生活環境に支障をきたす恐れがある場合は、事業者との調整を図ってまいります。

問 原宿台に建設された設備の現状と今後は。

生活安全課長 事業者と協議し、設備の稼働は延期されています。今後も事業者と住民の皆様との話し合いを行い、問題解決に努めてまいります。

問 町長の見解は。

町長 国に法整備を働きかけていきますが、時間がかかるので町民の安全・安心を図るため早急に町の条例を整備していきたいと思っております。



事業用太陽光発電設備設置例

問 いじめ防止対策の推進について町の現状を確認したい

答 いじめは起きてからの対処ではなく、起こらないようにしていく

学校におけるいじめ防止について伺う。

充実させるとともに、いじめが起きた場合の迅速な解消に取り組んでおります。いじめは起き

てからの対処より、起こらないように努めております。

問 現状と取り組みは。

教育次長 いじめは年々増加していますが、各学校教職員の迅速かつ丁寧な対応により解消しており、長期化、深刻化している事案はありません。

問 教育長の見解は。

教育長 道徳教育や体験活動を

いじめ防止対策推進法が成立し、いじめが法律で定義づけられ、軽微なものまでいじめとして捉えるようになった結果、いじめの認知件数は増加しました。

※いじめの定義・・・児童と一定の人間関係にある人物から精神的、物理的な攻撃を受けたことで苦痛を感じているもの。

五霞町小中学校 いじめの認知件数 (件)

平成28年度	平成29年度	平成30年度
19	28	56